

小児をはじめとした救急医療体制等の在り方、小児医療や周産期医療といった母子医療の推進について

- 【資料 2 - 1】救急医療関係資料 P. 1~P. 2
 - ▼救急医療体系図（一般・小児） (P. 1)
 - ▼日常医療圏の診療ネットワークのイメージ（「救急医療」の場合） (P. 2)

- 【資料 2 - 2】母子医療関係資料 P. 3~P. 22
 - ▼子ども・子育て支援医療基本構想 (P. 3~P. 18)
 - ▼日常医療圏の診療ネットワークのイメージ（「小児救急」の場合） (P. 19)
 - ▼小児救急電話相談事業実施予定状況等 (P. 20~P. 21)
 - ▼日常医療圏の診療ネットワークのイメージ（「周産期医療」の場合） (P. 22)

- 救急医療関係者研修等経費(18百万円)
- 救急救命士病院実習受入促進経費[130か所]
54百万円 (国1/2 県1/2) (平成15年度創設)
 - 救急医療業務実地修練等経費
医師(平成元年~)、看護師(平成3年度~)、救急救命士(平成4年度~)の実地修練
9百万円(救急医療財団委託)
 - 保健師等救急蘇生法指導者講習会(平成5年度創設)
保健所勤務保健師等を対象に救急蘇生法の指導者の養成
1百万円(救急医療財団委託)
 - 救急救命士養成所専任教員講習会(平成6年度創設)
救急救命士専任教員の養成
2百万円(救急医療財団委託)
 - メディカルディレクター等研修(平成14年度創設)
救急救命士に指示を出す医師の養成
3百万円(救急医療財団委託)
 - 化学災害研修(平成14年度創設)
化学災害・中毒事故に対応できる医師の養成
4百万円(中継情報センター委託)
 - 災害派遣医療チーム(DMAT)研修事業(平成17年度創設)
災害発生時に派遣可能な医療チームの養成
33百万円(国立病院機構 災害医療センター委託)

- ドクターヘリ導入促進事業[9か所]
764百万円 (国1/2 県1/2) (平成13年度創設)
- 外国人に係る未収金措置(加算)[63か所]
54百万円 (平成8年度創設)
- 心臓病等の専門医療確保経費(加算)[133か所] (平成13年度創設)
388百万円
- 救急医療情報センター(広域災害・救急医療情報システム)[44か所] (昭和52年度創設)
1,332百万円 (国1/3 県2/3)
- 中毒情報センター情報基盤整備(昭和61年度創設)
19百万円(中毒情報センター補助)

- ヘリコプター等添乗医師等確保経費[18都道府県] (昭和62年度創設)
2百万円 (国1/3 県1/3 市1/3)
- 第二次救急医療施設勤務医師研修事業[72地区] (平成13年度創設)
12百万円 (国1/3 県1/3 市1/3)
- 小児救急医療確保等調整事業[47都道府県] (平成17年度創設)
82百万円 (国1/2 県1/2)

- 小児救急地域医師研修事業[741地区] (平成16年度創設)
199百万円 (国1/3 県1/3 市1/3)

- 非医療従事者に対するAEDの普及啓発等経費(平成17年度創設)
30百万円(救急医療財団補助)
- 自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業[16都道府県] (平成17年度創設)
139百万円(国1/2 県1/2)

(重症・複数科にわたるすべての重篤救急患者を受け入れる)

- 第三次救急医療(24時間) 【大人、子ども】
- 救命救急センター[133か所(予算上)] (昭和51年度創設)
5,543百万円 (国1/3 県1/3 市1/3)
(内科、外科、循環器科、整形外科、脳神経外科、麻酔科、小児科等)
(平成11年度から充実度評価し、補助金の重点配分)
 - 新型救命救急センター[5か所] (平成15年度創設)
120百万円 (国1/3 県1/3 市1/3)
(内科、外科、循環器科、整形外科、脳神経外科、麻酔科、小児科等)

(未熟児等を受け入れる)

- 総合周産期母子医療センター[総合補助金]
- 地域周産期母子医療センター[157か所]

(手術・入院を要する救急患者を受け入れる)

- 第二次救急医療(休日夜間) 【大人】
- 病院群輪番制病院[399地区] (昭和52年度創設)
[平成17年度に廃止・改選移譲] (内科、外科等)
 - 共同利用型病院[11か所] (昭和52年度創設)
122百万円 (国1/3 県1/3 市1/3)
(内科、外科等)
- (小児科は小児二次救急医療へ)

- 【子ども】
- 小児救急医療支援事業[200地区] (平成11年度創設)
484百万円 (国1/3 県1/3 市1/3)
(小児科)
 - 小児救急医療拠点病院 [50か所(100地区分)] (平成14年度創設)
720百万円 (国1/2 県1/2)

(比較的軽症な救急患者の診療)

- 初期救急医療(休日夜間) 【大人、子ども】
- 在宅当番医制[741地区] (昭和52年度創設)
(平成16年度に一般財源化) (内科、外科、小児科等)
 - 休日夜間急患センター[511か所] (昭和49年度創設)
(平成10年度に一般財源化) (内科、小児科等)
 - 休日等歯科診療所[47か所] (昭和50年度創設)
(平成16年度に一般財源化)
 - 歯科在宅当番医制[47地区] (平成9年度創設)
(平成16年度に一般財源化)

- 小児科医による電話相談体制(夜間)
- 小児救急電話相談事業 [47か所] (平成16年度創設)
499百万円 (国1/2 県1/2)

大人の救急患者

子どもの救急患者

(一般)の救急医療体制

小児救急医療体制

上記数字については、平成17年度予算額の数字である。

日常医療圏の診療ネットワークのイメージ（「救急医療」の場合）

